

国際競争拠点都市整備事業（国際競争業務継続拠点整備事業）
新規事業採択における客観的評価指標（案）

<事業の効果や必要性を評価するための指標>

評価項目 (各項目でいずれかの 指標を満足すること)	評価指標（該当する指標にチェック）
1. 国際競争力の強化	☐ 災害時におけるエネルギー供給の安定性の向上（BCD の構築） 災害時の業務継続に必要なエネルギー安定供給が確保され、業務継続地区の構築に貢献する。 ☐ エネルギー供給の効率化 地域におけるエネルギー供給効率が向上し光熱費が削減される。 ☐ 企業活動の誘発 グローバルな企業活動等の誘発効果が見込まれる。
2. 防災機能の向上	☐ 災害時におけるエネルギー供給の安定性の向上（BCD の構築）【再掲】 災害時の業務継続に必要なエネルギー安定供給が確保され、業務継続地区の構築に貢献する。 ☐ 災害時支援（必須項目） 災害時のエネルギー供給先に災害発生時の対応の拠点となる、指定公共機関※ ¹ 、災害拠点病院※ ² 、一時滞在施設※ ³ を含み、災害時の拠点となる施設の機能維持に貢献する事業である。 （該当する供給先の施設にチェック） ☐ 指定公共機関 ☐ 災害拠点病院 ☐ 一時滞在施設 ☐ 施設の安全性向上 機械室等の施設の不燃化・耐震化により、防災性が向上する。
3. 都市環境の改善	☐ 環境負荷の軽減 CO2 削減効果、ヒートアイランド抑制効果等が見込まれる。
4. その他	☐ 事業の効率性（必須項目） 便益が費用を上回っている（B/C ≥ 1.0）。 ☐ 上位計画への位置づけ（必須項目） 都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に位置づけられている。 ☐ エネルギー供給の持続性の担保 都市再生特別措置法に基づく非常用電気等供給施設協定等が締結又は検討されており、エネルギー供給の持続性が担保される。 ☐ 地方公共団体の整備方針等への整合 地方公共団体が定める対象地域の整備方針等に整合している。

※1 指定公共機関とは、災害対策基本法（昭和 36 年 11 月法律第 223 号）第 2 条第 5 項に規定する指定公共機関及び同条第 6 項に規定する指定地方公共機関の施設をいう。

※2 災害拠点病院とは、「医政発 0321 第 2 号災害時における医療体制の充実強化について」（平成 24 年厚生労働省医政局長通知）に規定する災害拠点病院をいう。

※3 一時滞在施設とは、帰宅困難者の受入等に関する地方公共団体との協定に規定する一時滞在施設をいう。